

生駒市条例第 13 号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「に欠ける」を「を必要とする」に改める。

第 2 条の 2 を削る。

第 3 条中「前条の規定により」を削る。

第 4 条の見出しを「（保育料）」に改め、同条第 1 項中「、規則で定める延長保育に係る費用その他保育に要する費用」を削り、同条第 2 項中「前項の費用にして既納のものは、これを」を「既納の保育料は、」に改める。

第 4 条の 2 中「前 3 条」を「第 3 条及び第 4 条」に改め、同条を第 4 条の 3 とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（延長保育料等）

第 4 条の 2 前条の規定は、規則で定める延長保育に係る費用その他保育に要する費用について準用する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

保育料表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)					
		保育標準時間の場合			保育短時間の場合		
階層	定義	3 歳未満	3 歳児	4 歳以上	3 歳未満	3 歳児	4 歳以上

区分		児	児	児	児	児	児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	3,800 (1,900)	2,300 (1,150)	2,300 (1,150)	3,700 (1,850)	2,200 (1,100)	2,200 (1,100)	
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	9,000 (4,500)	6,800 (3,400)	6,800 (3,400)	8,800 (4,400)	6,600 (3,300)	6,600 (3,300)	
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が49,599円以下	10,500 (5,250)	8,300 (4,150)	8,300 (4,150)	10,300 (5,150)	8,100 (4,050)	8,100 (4,050)
C <sub>3</sub>		所得割額が49,600円以上51,499円以下	12,000 (6,000)	9,800 (4,900)	9,800 (4,900)	11,700 (5,850)	9,600 (4,800)	9,600 (4,800)
C <sub>4</sub>		所得割額が51,500円以上53,399円以下	14,000 (7,000)	11,800 (5,900)	11,800 (5,900)	13,700 (6,850)	11,500 (5,750)	11,500 (5,750)
C <sub>5</sub>		所得割額が53,400円以上60,399円以下	16,000 (8,000)	13,700 (6,850)	13,700 (6,850)	15,700 (7,850)	13,400 (6,700)	13,400 (6,700)
C <sub>6</sub>		所得割額が60,400円以上69,199円以下	18,500 (9,250)	16,200 (8,100)	14,400 (7,200)	18,100 (9,050)	15,900 (7,950)	14,100 (7,050)
C <sub>7</sub>		所得割額が69,200円以上86,799円以下	21,000 (10,500)	18,700 (9,350)	16,000 (8,000)	20,600 (10,300)	18,300 (9,150)	15,700 (7,850)
C <sub>8</sub>		所得割額が86,800円以上98,599円以下	25,100 (12,550)	21,000 (10,500)	18,800 (9,400)	24,600 (12,300)	20,600 (10,300)	18,400 (9,200)
C <sub>9</sub>		所得割額が98,600円以上110,399円以下	28,300 (14,150)	21,900 (10,950)	19,400 (9,700)	27,800 (13,900)	21,500 (10,750)	19,000 (9,500)
C <sub>10</sub>		所得割額が110,400円以上122,099円以下	30,900 (15,450)	22,400 (11,200)	20,000 (10,000)	30,300 (15,150)	22,000 (11,000)	19,600 (9,800)
C <sub>11</sub>		所得割額が122,100円以上139,799円以下	33,600 (16,800)	23,200 (11,600)	20,600 (10,300)	33,000 (16,500)	22,800 (11,400)	20,200 (10,100)

	9円以下						
C <sub>12</sub>	所得割額が 139,800円 以上157,29 9円以下	36,400 (18,200)	24,000 (12,000)	21,200 (10,600)	35,700 (17,850)	23,500 (11,750)	20,800 (10,400)
C <sub>13</sub>	所得割額が 157,300円 以上169,39 9円以下	39,000 (19,500)	24,800 (12,400)	21,900 (10,950)	38,300 (19,150)	24,300 (12,150)	21,500 (10,750)
C <sub>14</sub>	所得割額が 169,400円 以上192,89 9円以下	42,400 (21,200)	25,600 (12,800)	22,700 (11,350)	41,600 (20,800)	25,100 (12,550)	22,300 (11,150)
C <sub>15</sub>	所得割額が 192,900円 以上258,89 9円以下	45,700 (22,850)	26,400 (13,200)	23,400 (11,700)	44,900 (22,450)	25,900 (12,950)	23,000 (11,500)
C <sub>16</sub>	所得割額が 258,900円 以上298,59 9円以下	49,300 (24,650)	27,200 (13,600)	23,900 (11,950)	48,400 (24,200)	26,700 (13,350)	23,400 (11,700)
C <sub>17</sub>	所得割額が 298,600円 以上392,89 9円以下	61,600 (30,800)	28,200 (14,100)	24,300 (12,150)	60,500 (30,250)	27,700 (13,850)	23,800 (11,900)
C <sub>18</sub>	所得割額が 392,900円 以上	68,000 (34,000)	31,000 (15,500)	26,900 (13,450)	66,800 (33,400)	30,400 (15,200)	26,400 (13,200)

備考

- この表の「保育標準時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の場合をいう。
- この表の「保育短時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の場合をいう。
- この表の「3歳未満児」とは、法第24条第1項の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- この表の「3歳児」とは、法第24条第1項の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において4歳に達していない児童で3歳未満児でないものをいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなす。
- 4月分から8月分までの保育料にあつては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- この表のC<sub>2</sub>階層からC<sub>18</sub>階層までにおける地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- B階層からC<sub>18</sub>階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童が保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部（以下「特別支援学校幼稚部」という。）若しくは法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部（以下「情緒

障害児短期治療施設通所部」という。)に入所し、又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料表に定める額(同表に定める括弧内の額以外の額をいう。)
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料表に定める括弧内の額
ウ ア及びイに規定する児童以外の児童	0円

8 児童の属する世帯の階層が、B階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料の額を0円とする。

- (1) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 奈良県から療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (4) その他の世帯 保護者の申請により生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成27年度分の保育料から適用し、平成26年度分までの保育料については、なお従前の例による。